



目次

告示

- 埼玉県立武道館の指定管理者の指定（スポーツ振興課）
- 埼玉県生活科学センターの指定管理者の指定（消費生活課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 埼玉県長瀬射撃場の指定管理者の指定（みどり自然課）
- 行田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 埼玉県森林科学館の指定管理者の指定（森づくり課）
- 高須賀用排水路土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 秋ヶ瀬公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 森林公園緑道の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 久喜菖蒲公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 所沢航空記念公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- しらこぼと公園、川越公園及び加須はなさき公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 秩父公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- さきたま緑道及び花の里緑道の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- みさと公園及び吉川公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 彩の森入間公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 幸手都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 越谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 埼玉県立川の博物館の指定管理者の指定（文化資源課）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の異動（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立武道館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県スポーツ協会・株式会社サイオー共同事業体

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番四号

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県生活科学センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

アクティオ株式会社

東京都目黒区東山一丁目五番四号KDX中目黒ビル六階

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県飯能市東町五十二番三）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

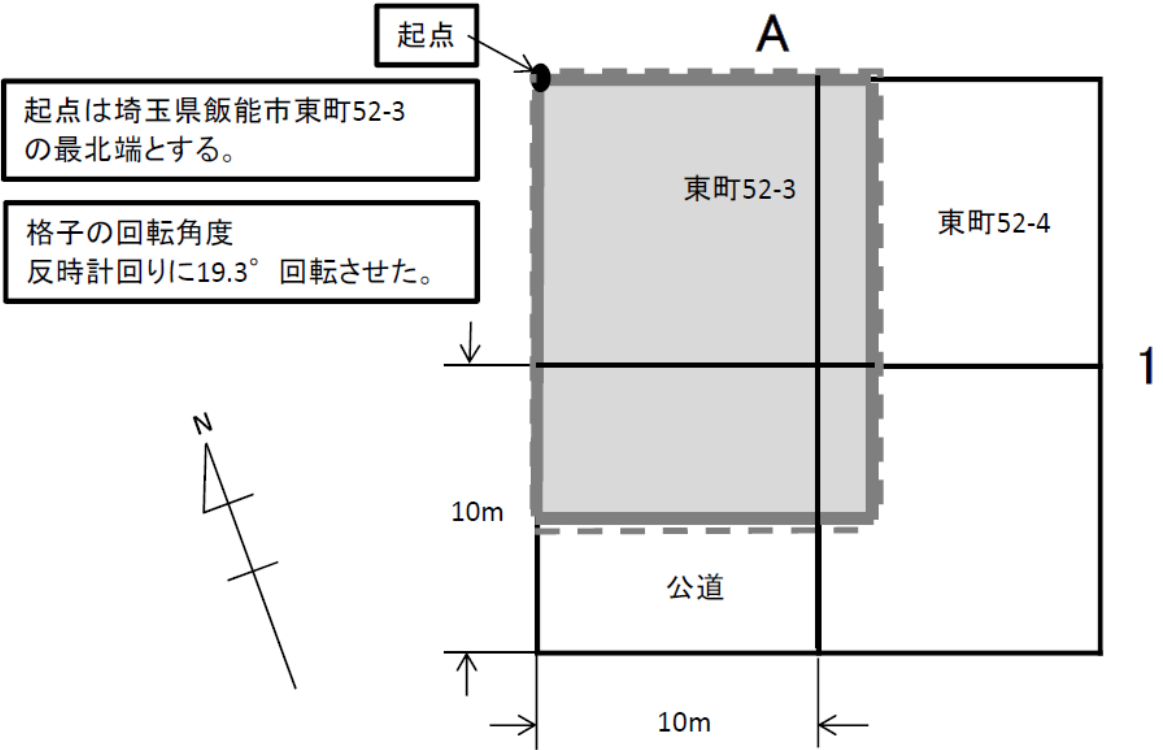
三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図

【凡例】

- 要措置区域に指定する区画
- 敷地境界
- - 地番境界



起点は埼玉県飯能市東町52-3
の最北端とする。

格子の回転角度
反時計回りに19.3° 回転させた。

告 示

埼玉県告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県長瀬射撃場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社秩父開発機構

埼玉県秩父市東町二十九番二十号

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六号

行田市から行田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県森林科学館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和四年十二月二十二日認可した。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

高須賀用排水路土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県幸手市

告 示

埼玉県告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、秋ヶ瀬公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、森林公園緑道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

一般社団法人埼玉県造園業協会

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、久喜菖蒲公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、所沢航空記念公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
所沢航空記念公園マネジメントネットワーク
埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地
- 二 指定の期間
令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、しらこぼと公園、川越公園及び加須はなさき公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、秩父公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社秩父開発機構

埼玉県秩父市東町二十九番二十号

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、さきたま緑道及び花の里緑道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

街活性室・三島造園共同事業体

埼玉県鴻巣市逆川一丁目二番二―五百二号

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、みさと公園及び吉川公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

みさと吉川パークトナーズ

埼玉県所沢市緑町一丁目一番十一号

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、彩の森入間公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

彩の森入間公園パートナーズ

埼玉県所沢市緑町一丁目一番十一号

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十八号

杉戸町から幸手都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第十九号

越谷市から越谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県教委告示第一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年一月六日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和五年一月十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県教委告示第二号

地方自治法（平成二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立川の博物館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社乃村工藝社

東京都港区台場二丁目三番四号

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県選管告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和五年一月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
身体障害者 支援施設	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 皆光園	埼玉県深谷市大字人見千九百九 十八番地

告 示

埼玉県選管告示第二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
身体障害者 支援施設	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 皆光園	埼玉県深谷市大字小前田二千六百九十一番地
老人ホーム	株式会社リビングプラットフォームケ ア ライブラリ越谷	埼玉県越谷市赤山町二丁目九十二番地一
老人ホーム	社会福祉法人愛生福祉会 越谷よさこいホーム	埼玉県越谷市大字恩間新田五十三番地一
老人ホーム	社会福祉法人櫻友会 特別養護老人ホーム グレースガーデン越谷	埼玉県越谷市大字砂原百二十五番地一
病院	医療法人社団明雄会 介護老人保健施設 エスポワール越谷	埼玉県越谷市大字大竹七百二十二番地

告 示

埼玉県選管告示第三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和五年一月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	
口	株式会社長谷工シニアウエルデザイン ライフ&シニアハウスリボンシティ川口	株式会社長谷工シニアウエルデザイン ライフ&シニアハウス川越南七彩の街	株式会社長谷工シニアウエルデザイン ライフシエール川越南七彩の街	株式会社長谷工シニアウエルデザイン センチュリーシティ大宮公園	株式会社長谷工シニアウエルデザイン ライフシエール大宮公園	株式会社長谷工シニアウエルデザイン ライフ&シニアハウス所沢	株式会社長谷工シニアウエルデザイン ライフシエール所沢	施設の開設主体及び名称
	埼玉県川口市並木元町一番六十五号		埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡四丁目十六番十五号		埼玉県さいたま市見沼区大和田町一丁目千二百七十五番地		埼玉県所沢市御幸町五番八号	所在地